

議事1

子ども・子育て支援会議の運用要領の改正

(書面会議及びWEB会議の開催運用について)

【趣旨】

子ども・子育て支援会議の運営に関する事項については、子ども・子育て支援会議条例第8条により、会長が支援会議に諮ることとなっている。

子ども・子育て支援会議の開催方法としては、委員同士の意見交換により、会議体として議題に対して議決を行うことを最良とする。しかしながら、感染症の拡大や自然災害等により長期に委員の参集が困難な場合を想定し、やむを得ない場合に限り、書面開催を実施することを可能とするもの。

また、同時に会議へのリモート出席についても可能とするもの。

《添付資料》

資料1 高知市子ども・子育て支援会議条例

資料2 高知市子ども・子育て支援会議運営要領改正（案）